

北上市在宅医療介護連携支援センター運営推進委員会設置要領

(設置目的)

第1 北上市の地域包括ケアシステムの構築に向けて、切れ目のない在宅医療と介護サービスの効果的な提供体制を構築する連携拠点として設置された、北上市在宅医療介護連携支援センター（以下、「在宅きたかみ」という。）が円滑に運営できるよう、医療、介護、行政の関係機関・団体（以下、「関係者」という。）が情報交換を行うとともに、課題の共有と解決に向けた協議を行うことを目的とし、北上市在宅医療介護連携支援センター運営推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 介護保険法第115条第2項第4号に基づき、北上市から業務を委託された在宅医療介護連携推進事業の実施に関すること
- (2) 北上市在宅医療介護連携推進協議会の協議事項に関すること
- (3) 「在宅きたかみ」の運営体制に関すること
- (4) その他、在宅医療・介護の連携推進に関すること

(組織)

第3 委員会は、次に掲げる関係者をもって構成し、別表のとおりとする。

- (1) 北上医師会
- (2) 岩手県立中部病院
- (3) 北上済生会病院
- (4) 北上市福祉部長寿介護課
- (5) 北上市在宅医療介護連携支援センター
- (6) その他医療と介護の連携に必要と認められる関係者

(会議)

第4 委員会は、北上市在宅医療介護連携支援センター長（以下、「センター長」という。）が招集する。

2 センター長は委員会の委員長とする。併せて、会議の議長となる。

3 委員長が不在の場合は、あらかじめ委員長の指名する委員を副委員長とし、その職務を代行する。

(報酬)

第5 委員の報酬は、岩手県済生会報酬規程に準じて支払うものとする。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、「在宅きたかみ」において処理する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行とする。

この要領は、平成30年1月1日から施行とする。

この要領は、令和4年6月30日から施行とする。

(別表)

北上市在宅医療介護連携支援センター運営推進委員会構成メンバー

(敬称略)

関係機関・団体名	役職・氏名	備考
北上医師会 高齢化・精神・福祉 理事	及川脳神経内科クリニック 院長 及川 博隆	
北上医師会 介護・在宅緩和ケア 理事	ホームケアクリニックえん 院長 千葉 恭一	
北上医師会 災害・救急救命	立正堂医院 院長 及川 浩平	
岩手県立中部病院	副院長 星野 彰	
北上市福祉部長寿介護課	課長 高橋 敦史	
〃	課長補佐 木野 渉	
〃	包括支援係長 高橋 直子	
北上済生会病院	事務次長 清水 陽一郎	
北上市在宅医療介護連携支援センター	センター長（副院長） 柴内 一夫	委員長
〃	看護師長 佐藤 晃	
〃	主任医療社会事業士 菊池 涼子	
〃	参与 石川 晴基	